

佐倉市みどりの基本計画 (素案)

令和5年2月

目次

第1章	みどりの基本計画の基本的事項	1
(1)	計画策定の背景・目的	1
(2)	計画の対象とするみどり	1
(3)	計画期間	1
(4)	計画の位置づけ	2
(5)	みどりを取り巻く社会情勢の変化	3
第2章	佐倉市のみどりの現況と課題	5
(1)	佐倉市の概要	5
(2)	佐倉市のみどりの概要	7
(3)	市民アンケート調査	11
(4)	佐倉市のみどりの現況と課題	12
第3章	みどりの保全及び緑化の目標	14
(1)	みどりの基本計画策定の意義	14
(2)	みどりの将来像・みどりの基本方針	14
(3)	目標（成果指標）	15
第4章	将来像実現に向けた取組	17
(1)	基本施策の設定	17
(2)	個別施策の設定	18
(3)	取組内容	19
第5章	計画の実現に向けて	20
(1)	推進体制の構築	20
(2)	進捗管理	21

第1章 みどりの基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景・目的

人類は急激な経済発展を成し遂げた一方で、豊かな自然や生物多様性を失ってしまいましたが、近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、みどりの価値が見直され、自然の損失を止め、回復させる機運が高まっています。

また、人口増加時代から人口減少、少子・高齢化時代への転換、生活様式の多様化によるニーズの変化や経済活動の停滞など、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

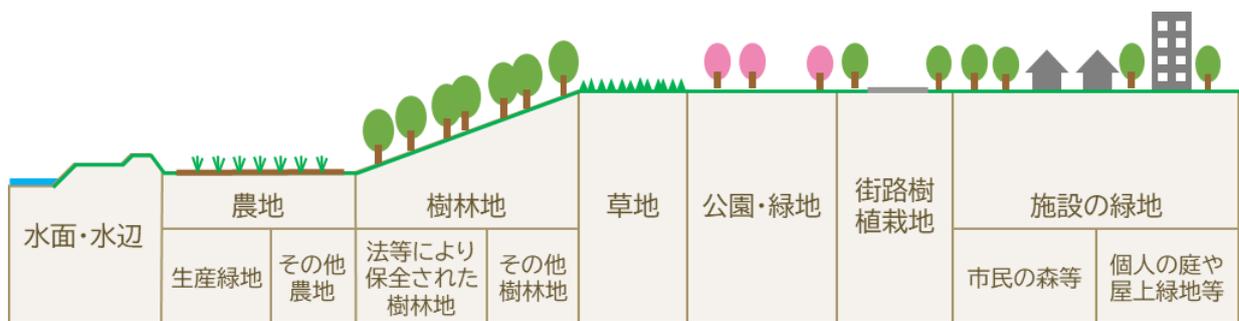
これらの社会情勢の変化を踏まえ、新たな公園・緑地の創出から既存ストックの保全・活用といった限りある財源による適正な維持管理や現在ある資源の利活用の促進への転換、グリーンインフラの推進による防災・減災、気候変動の緩和・適用や生物多様性の保全が求められています。

佐倉市の豊かな自然環境を活かした潤いのある豊かな都市空間の形成による社会経済活動の回復や人と自然が共生できる暮らしを実現するため、みどりに関する将来像や取組を示す計画の策定を目的とします。

(2) 計画の対象とするみどり

本計画では、公有地・民有地を含む全ての水面・水辺、農地（田・畑・樹園地）、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地といった広い概念の“みどり”を対象とします。

計画の対象とする“みどり”



(3) 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和13（2031）年度の9年間を計画期間とし、目標年次は令和13年度とします。社会情勢の変化や計画の実施状況などを踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

(4) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、「第5次佐倉市総合計画基本構想・前期基本計画」及び「佐倉市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第2次佐倉市環境基本計画」、「佐倉市景観計画」、「地域防災計画」等と整合・連携を図る関連計画とします。

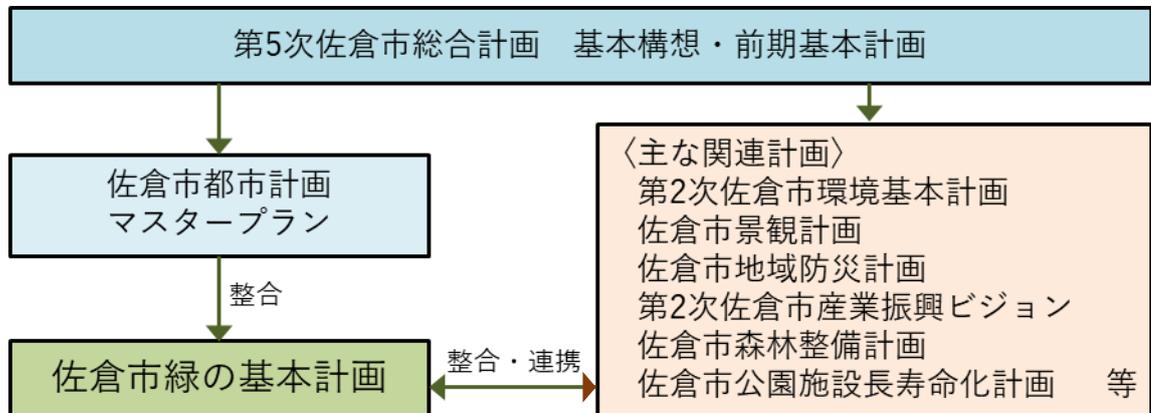


図 本計画の位置づけ

上位計画である総合計画、都市マスタープランともに、佐倉市の特長、佐倉らしさを、「歴史」「自然」「文化」というキーワードで捉えており、これらの特長を活かして更なるまちの発展を目指すこととしています。

本計画においても、これらのキーワードのうち、特に「自然」へのアプローチを中心に、受け継がれてきた「歴史」や「文化」をふまえながら、それぞれの施策を展開していきます。

本市においては、「歴史」、「自然」、「文化」が佐倉市を特徴づける重要な柱・要素と捉えています。

その為、本計画においても、本市におけるみどりの方向性について、「歴史」、「自然」、「文化」の観点を留意しつつ、その基本施策や個別施策を検討していきます。

(5) みどりを取り巻く社会情勢の変化

本計画の策定にあたっては、次のようなみどりを取り巻く社会情勢の変化を踏まえて検討を行います。

① 都市緑地法等の改正

民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効率的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、Park-PFI 制度の創出や都市公園内への保育所整備の許可、屋上・壁面緑化を踏まえた緑化地域制度の改正など、平成 29 年に都市緑地法等 6 つの法律が改正されました。

これらの「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設等を踏まえて、本計画の取り組みを推進していきます。



図 都市緑地法等の改正の概要 (図イメージ) 出典：国土交通省

② 持続可能な開発目標 SDGs

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本計画では、持続可能な開発目標 (SDGs) に基づく取り組みを推進していきます。特に関連性の高いゴール『11』・『13』・『15』の達成に貢献していきます。



③ グリーンインフラストラクチャー

グリーンインフラの「グリーン」は単に緑、植物という意味を持つのではなく、さらに「環境に配慮する」、「環境負荷を低減する」といった消極的な対応を越え、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用を進めるという意味を持ちます。

また、グリーンインフラの「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを指すのではなく、その地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含み、公共の事業だけではなく、民間の事業も含まれます。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

出典：第二次国土形成計画における定義

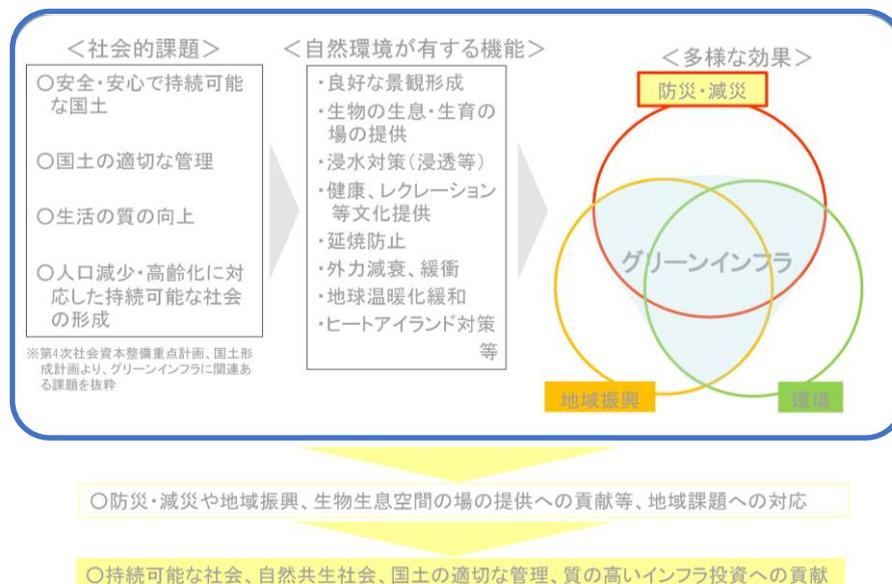


図 グリーンインフラの概念（図イメージ） 出典：国土交通省

我が国では、古来より自然の特徴をいかしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきており、このような自然資本に対して、地域住民をはじめとする多様な主体が参画するグリーンインフラの取組を通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然資本を持続的に維持管理することが求められています。

④ 生物多様性

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることを指しています。地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しあいながらバランスを保って共存しており、生物多様性が保たれることで、食材の供給や、地球環境の維持など、さまざまな恩恵を受けています。

生物多様性は山や海や森などだけではなく、都市においても重要な役割を果たしており、その住民に様々な恩恵を提供していることから、都市の生物多様性を確保し、自然の有する多様性の戦略的な保全・利活用が求められています。

第2章 佐倉市のみどりの現況と課題

(1) 佐倉市の概要

① 自然的条件

◆位置・概況

- 千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、面積は約104 km²で、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、手繰川などが流れ、北部の印旛沼に注いでいます。



図 佐倉市の位置

◆沿革

- 国重要文化財である井野長割遺跡等、縄文時代の遺跡が多数残る等、佐倉市は太古から人々の生活が営まれてきた歴史ある地域であり、近世には佐倉藩の城下町が築かれ、その後も陸軍の連隊が置かれるなど、北総地域の中核都市として発展してきました。

◆植生

- 自然植生の森林植生は、林が台地や丘陵地の肩部や斜面に残されており、斜面緑地の下部には低木の群落、斜面から台地上にかけては落葉広葉樹林、台地上には植林や常緑広葉樹林等があります。

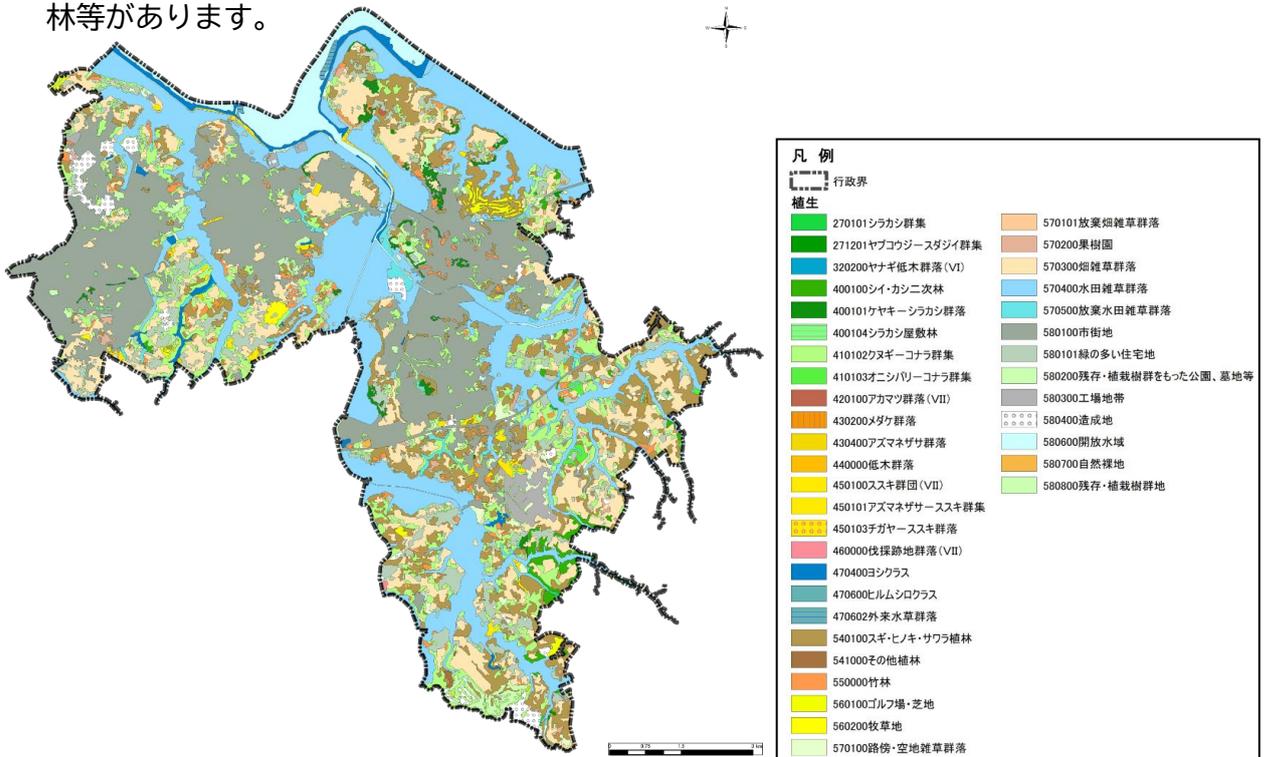


図 佐倉市の植生

◆気象

- 年間の平均気温は15℃前後で、年間を通して比較的温暖な気候に恵まれていますが、太平洋側気候（海洋性気候）に属する県内においては内陸部に位置し、冬期は比較的寒さの厳しい地域です。

② 社会的条件

◆人口・世帯数

- 総人口は、平成27年の172,739人をピークに減少へ転じ、令和2年の総人口は168,743人となっています。
- 年齢3区分別人口は、年少人口の減少、老年人口の増加傾向にあり、令和2年では年少人口が18,605人(11.0%)、生産年齢人口が94,870人(56.2%)、老年人口が55,268人(32.8%)となっています。
- 市全体の世帯数は、増加傾向が続いており、令和2年は70,279世帯、世帯人員2.4人/世帯となっています。

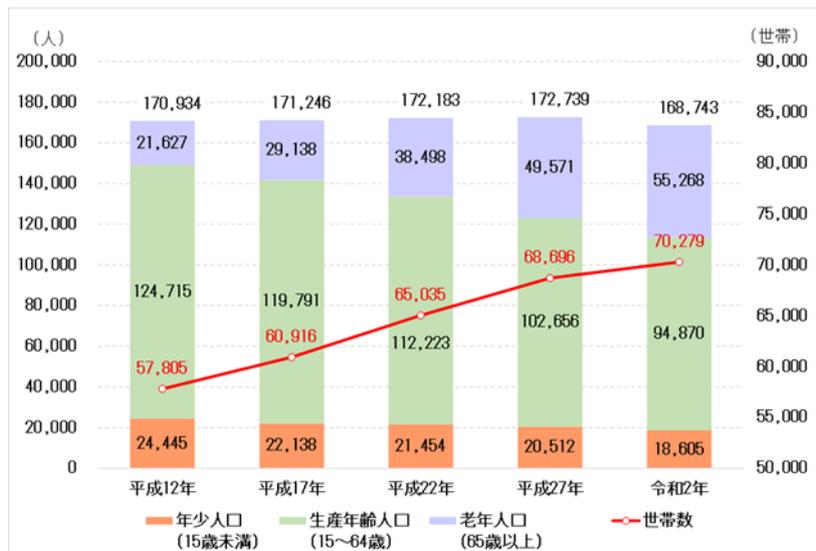


図 年齢3区分別人口および世帯数の推移

◆土地利用

- 「自然的土地利用」が市域の59.4%を占めており、「都市的土地利用」が40.6%となっています。

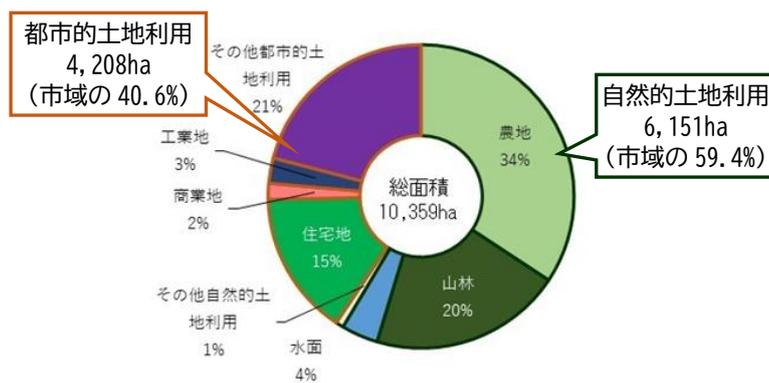


図 土地利用

◆生物多様性

- 佐倉市は下総台地と印旛沼低地で構成されており、特に複雑かつ特徴的な地形が形成されている谷津において、ニホンアカガエルやサンバをはじめとする希少な動植物の生息が確認されるなど、豊かな自然環境の中で生物多様性が保たれています。その一方で、カミツキガメやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生態系に影響を及ぼしています。

(2) 佐倉市のみどりの概要

① 佐倉市を形成する特徴的なみどり

本市は、以下の特徴的なみどりから形成されています。

○ 緑に求められる5つの系統からの視点【みどりの機能】

- ①環境保全機能：日々の暮らしにうるおいと安らぎをもたらすとともに、多くの生命を育み、都市や地球全体の良好な環境を守り、創出する機能。
- ②レクリエーション機能：日常生活に楽しみや生きがいを創り、スポーツやレジャー、余暇活動の場を提供する機能。
- ③防災機能：災害時や緊急時の被害拡大の防止や一時的な避難場所となるなど、都市の安全性を向上させる機能。
- ④景観機能：みどりは地域を特徴づける要素の一つであり、地域の独自性を活かした美しい風景や魅力的な景色をかたちづくる機能。
- ⑤生物多様性の確保機能：現在及び将来の人間の生存のために、自然の再生能力や生態系の均衡を保ち、多様な生物の生息・生育基盤を保全していく機能。

◆市街地の周辺に広がる豊かなみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④】   市街地の周辺に広がる豊かなみどり

- 本市は、自然的な土地利用が市域の60%を占めており、市街地内においても、公園や緑地、街路樹などの身近な自然を多く有しています。

◆印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり（主に佐倉・根郷地域、臼井・千代田地域、志津・ユーカリが丘地域）

【みどりの機能：① ④ ⑤】   印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり

- 印旛沼周辺は、水辺緑地とその背後に広がる水田、斜面樹林地などが連続し、多様な生物の生息地となっており、質の高い豊かな景観を形成しています。

◆下総台地の田園景観を形成する集落のみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④】 下総台地の田園景観を形成する集落のみどり

- 下総台地上は、集落や農地、樹林地が広がり、農家住宅の屋敷林や生垣、集落ごとの寺社林や御神木などにより、里山を形成する田園景観と一体となった豊かなみどりが形成されています。

◆歴史文化資産と一体となった、旧城下町地区のみどり（佐倉・根郷地域）

【みどりの機能：④】 歴史文化資産と一体となった、旧城下町地区のみどり

- 旧城下町地区を中心に、佐倉城址や武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの歴史文化資産が数多くあり、これらと一体となった景観を形成するみどりが維持管理されています。

◆印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④ ⑤】 印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり

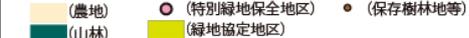
- 本市の地形は、下総台地と印旛沼低地で構成されており、低地部を流れる河川が複数の地域を結ぶ緑の軸となっています。台地の縁辺部には、斜面緑地が帯状に連なり、低地部には、水田が広がり、その水田と斜面緑地の間に沿って集落が立地し、特徴的な水田地帯のみどりの環境を形成しています。
- 水田と湧水、小川、斜面緑地で構成される「谷津」の空間は、印旛沼の水環境を支えるピオトープ空間として、多様な生物が生息する自然環境を残しています。その典型的な「(仮称) 佐倉西部自然公園」は、里山・谷津の景観を保全・再生すべく市民と協働で公園を整備する取り組みを進めています。

◆市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地（市全域）

【みどりの機能：② ③】 市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地等(主なもの)

- 市内には、計 339 箇所（公園 290 箇所、緑地 49 箇所）の都市公園・緑地が開設（156.3ha）されており、市民が気軽に利用できるレクリエーションや憩いの場として利用されています。

◆法や条例等により守られているみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④】 (農地) (山林) (特別緑地保全地区) (緑地協定地区) (保存樹林地等)

- 法や条例等に基づくみどりとして、鐮木特別緑地保全地区のほか、生産緑地地区や名木・古木・樹林・草地等が市内各所で指定され、また染井野地区では、土地所有者と緑地協定を締結しています。



凡例	
 市街化区域	 市街地の周辺に広がる豊かなみどり
 <その他の値すべて>	 印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり
 JR線	 市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地等(主なもの)
 私鉄	 印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり
 主要道路	 下総台地の田園景観を形成する集落のみどり
 東関東自動車道	 歴史文化資産と一体となった、旧城下町地区のみどり
 国道	 法や条例等により守られているみどり
 主要地方道、県道	 (農地)
 その他主要な道路	 (山林)
 行政界、都市計画区域界	 (特別緑地保全地区)
 緑被地分類	 (緑地協定地区)
 農地	 (保存樹林地等)
 山林	
 水面	
 草地等	
 市街地のみどり	

図 本市を形成する特徴的なみどり

② 緑被

《緑被とは》

緑被率は、みどりの現状を量的に示す指標の一つとして、航空写真をもとに、「緑被地」を抽出しました。

市内すべての樹林地・農地・水面等を、土地利用の状況および航空写真から判別して算出しています。

- 令和元年8月時点の緑被面積は、市全域で約6,991.2ha、緑被率は約67.5%となっています。本市の緑被率は、近隣自治体と比べて概ね高い比率となっています。
- 地域別にみると、市街化区域が多く都市化が進んでいる志津・ユーカリが丘地域の緑被率は最も低く51.2%となっています。一方、市街化区域が少ない和田・弥富地域の緑被率が最も高く約83.7%となっています。



表 緑被率

	佐倉市都市計画区域(=行政区域)	佐倉・根郷地域	白井・千代田地域	志津・ユーカリが丘地域	和田・弥富地域
総面積(ha)	10,359.0	3,865.8	1,673.7	2,009.9	2,809.6
緑被面積(ha)	6,991.2	2,571.4	1,039.1	1,028.9	2,351.8
緑被率	67.5%	66.5%	62.1%	51.2%	83.7%

[参考] 近隣自治体の緑被率（緑の基本計画より）

自治体名	柏市	我孫子市	流山市	印西市	千葉市	八千代市
緑被率	55.6%	56.6%	40.3%	76.3%	48.4%	43.6%

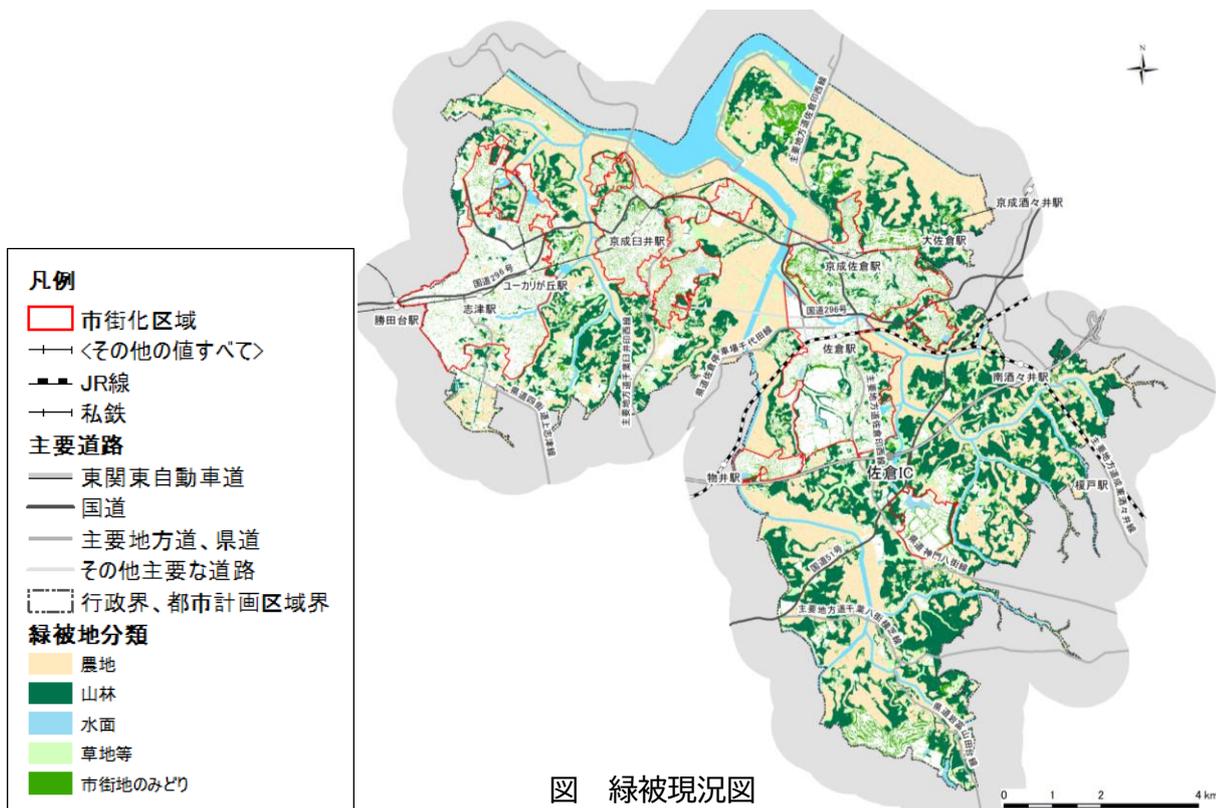


図 緑被現況図

(3) 市民アンケート調査

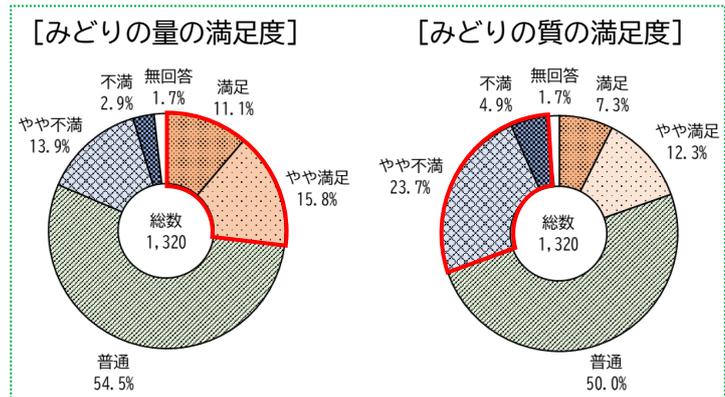
本市のみどりの取組みに対する市民の率直な意見を把握するため、「佐倉のみどりの基本計画」に関する市民アンケート調査を実施しました。

[実施概要]

調査時期：令和4年9月 調査対象：市内在住の18歳～79歳（無作為抽出）
 配布数：3,000 回収数：1,320 回収率：44.0%

◆みどりの量と質の満足度

○市全体のみどりの量については、満足度が高く、みどりの質では、満足度が低い傾向となっています。

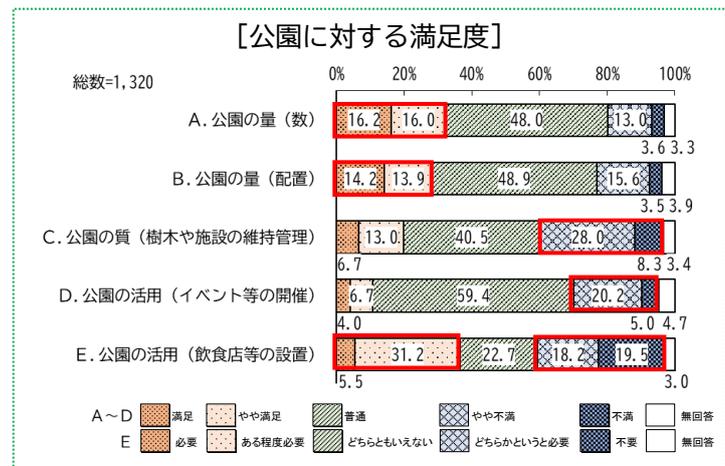


◆今後目指すみどりづくりの目標

○市のみどりづくりの目標として、自然保護や景観づくり、公園再整備等を望む人が多くなっています。

◆公園に対する満足度、求める機能

○公園の量（数・配置）では、満足度が高くなっていますが、公園の質（樹木や施設の維持管理）や公園の活用（イベント等の配置）では、不満の割合が多くなっています。



○公園に求める機能は、「美しい景観」がどの年代でも最も多く、若い世代では「遊び場」、高齢層では「自然との触れ合い」や「防災拠点」が多い傾向となっています。

※子育て世代の意見では、子育ての環境や支援について期待することとして、約7割が「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」と回答しています。

出典：第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書
 ※公園のあり方として、「災害時に避難できる公園を整備する」意見が最も多く、次いで「現在ある公園を適切に維持・管理する」が多くなっています。

出典：佐倉市市民アンケート調査報告書（佐倉市都市マスタープラン）

◆今後参加したい活動

○緑化活動や自然環境保全活動への参加割合が少なく、また今後の活動でも参加意欲が低くなっています。

◆生物多様性について

○認知度は低く、「河川・沼などの水辺の緑」や「谷津・里山などの緑」が重要と考えられています。

(4) 佐倉市のみどりの課題

みどりの概要および市民アンケート調査を踏まえ、本市では以下のみどりの課題があげられます。

課題①：みどりの量の確保とみどりの再編による適切な維持管理と質の向上を図る必要があります。(ストックマネジメント)

〔農村のみどり〕

○農村地域における谷津、里山、農地、斜面林、平地林等は貴重な自然資源であり、本市の景観や自然環境を形成している重要なみどりとなっていますが、開発による減少や維持・管理の困難による荒廃がみられることから、保全・再生を図っていく必要があります。

〔水辺のみどり〕

○印旛沼や河川沿川の水辺のみどりは、景観および多様な生物が生息する自然環境を有しており、それらの環境を維持・保全することが必要です。

〔都市のみどり〕

○都市におけるみどりは、公園や街路樹などの公的に管理されているものや、斜面林や都市農地、住宅の庭木などの民間に管理されているもので構成されています。

これらのみどりが適正に管理されている限りは、都市生活の潤いや快適性の向上、環境改善などのプラスの効果を発揮しますが、管理費用の増大に伴う市の予算不足や相続による管理者の不在などで、管理が行き届かなくなると老化・腐朽した樹木の倒壊や折れ枝による事故の誘発や、景観の乱れなど快適な都市生活を損なう要因となることが課題となっています。

〔適正な公園管理〕

○都市のみどりのうち、特に公園については、整備から 30 年以上を経過する公園が多くなってきており、みどりのみでなく施設全般の老朽化が進んでいます。既存の公園について、限られた財源の中で、安全で快適な利用をどのように維持し確保していくか、また各公園の機能や役割に応じた再編・再整備等が課題となっています。

課題②：豊かな暮らしを支える社会基盤として活用する必要があります。

(アセットマネジメント)

〔グリーンインフラの活用〕

○本市における自然環境の機能を防災・減災、地域振興、生物生息空間の提供といった効果が期待されるグリーンインフラとして活用する必要があります。

〔公園・緑地の活用〕

○市民が日常の生活に楽しみや生きがいを創り、十分なスポーツやレジャー、余暇活動を行うための場を提供するため、都市公園やその他の緑地の持つレクリエーション機能の充実により利活用の向上が求められます。

課題③：市民や民間事業のみどりへの関心を高め、また関わる機会を創出する必要があります。

〔自然環境の維持・保全の取り組み〕

○谷津、里山、水辺空間といった自然環境の維持・保全においては、行政のみではなく、市民や民間企業と連携して取り組む必要があります。

〔民間活力の活用〕

○多様な市民ニーズに対応しながら、老朽化が進み利便性や利用頻度が低い公園についての対応や、民間事業者の資金の活用等により、公園の質を充実させていくことが求められます。

〔みどりに触れる機会の充実〕

○市民ニーズに応じた整備・施策等の展開、協働によるみどりの保全・活用を図るため、みどりに触れる機会の充実が求められます。

第3章 みどりの保全及び緑化の目標

(1) みどりの基本計画の策定の意義

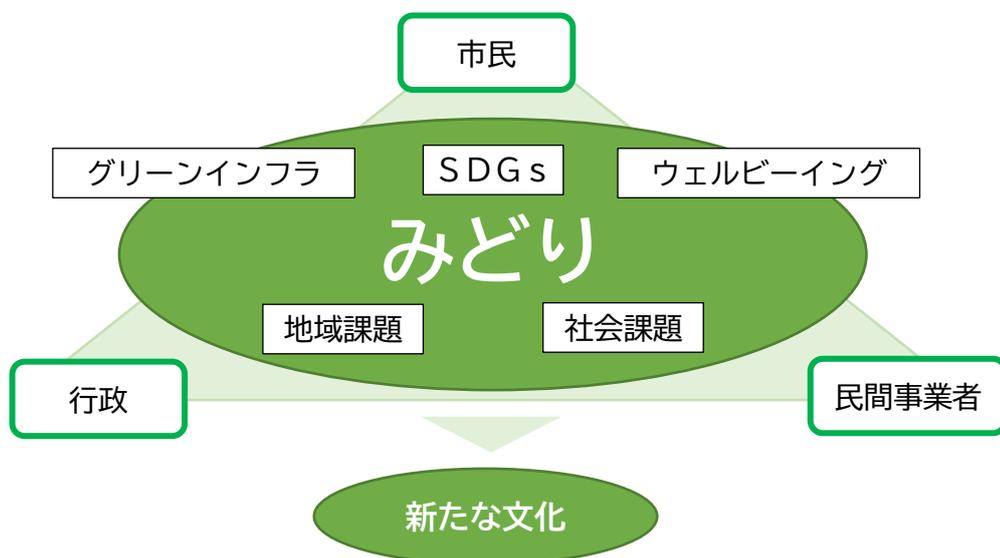
これまで長い年月をかけて積み重ねてきた「自然、歴史、文化」という佐倉市の資源を、現在の世代が享受しながら、次世代に誇りを持って引き継ぐため、「佐倉しみどりの基本計画」を策定しました。

人間は、太古の昔から、「水辺と緑と高低差」を好み、そういった場所を理想的な「居住空間の一等地」として認識してきました。生きていくためには、まず水の確保が不可欠です。水辺には動物が集まるため、狩猟に向いています。また、水が豊かな場所は、植物も育ち、果実などが手に入りやすい環境です。つまり、水辺とは、生きるために必要な水と食糧が手に入る住みやすい土地なのです。そして、佐倉市はこのような一等地だったからこそ、縄文時代から人と自然が共生することにより歴史が生まれ、その地域特有の行為の積み重ねにより文化が育まれてきました。

しかし、20世紀において、人間は急激な経済発展を遂げた一方で、本来豊かであったはずの自然環境を失ってしまいました。経済的な発展の重要性と比べると、自然の豊かさが暮らしの豊かさにつながるということは忘れられがちでしたが、近年の気候変動や災害の激甚化・頻発により、今、みどりの価値が見直され、自然の損失を止め、回復させる気運が高まりつつあります。

市民にとって最も身近な公共空間である公園は、憩いの場であるだけでなく、地域課題や社会課題を解決するためのプラットフォームとして機能することが求められています。また、本市は、市街地と市街地の間に豊かな水辺と緑が広がっていることから、緑へのアクセスが容易であり、ウェルビーイング（心身が健康で、社会的にも満たされた状態）という新たな価値を創造できると考えます。

みどりとは文化である。人が自然と共生し、みどりと関わるということは文化です。つまり、佐倉市のみどり全体が文化であると言えるのではないのでしょうか。人と自然をつなぎ、暮らしを育み、文化を紡いでいく。そして、先人たちがつないできた「自然、歴史、文化」という資産を次世代に継承していくため、「佐倉しみどりの基本計画」を策定しました。



(2) みどりの将来像・みどりの基本方針

佐倉市が目指すみどりの将来像「みどりと暮らしをつなぐまち佐倉（仮）」の実現に向けて、みどりの「保全・活用・共創」を推進するための将来像を設定します。

緑の将来像を実現するため、みどりの「保全・活用・共創」の観点から、『みどりの基本方針』を設定します。

みどりの将来像・緑の基本方針

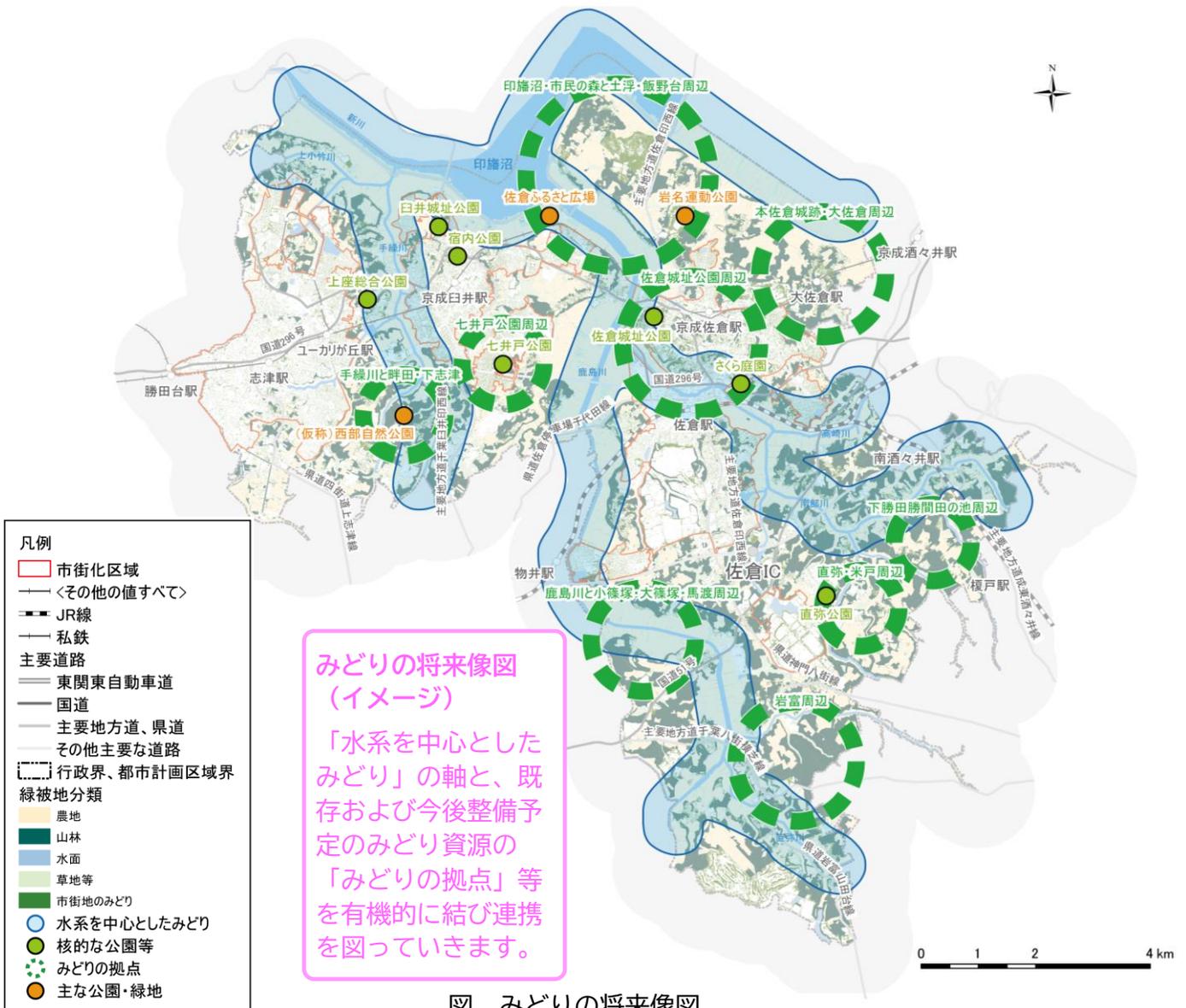
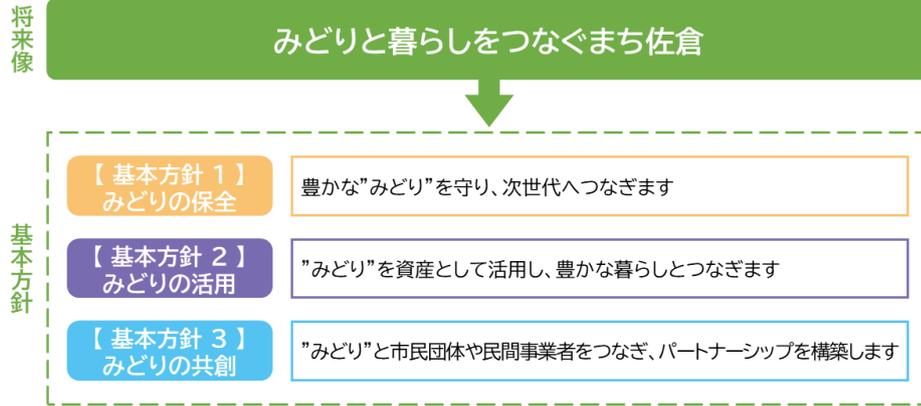


図 みどりの将来像図

(3) 目標（成果指標）

みどりの将来像を実現するため、みどりの総量（緑被率）に関する成果指標、みどりの“量”や“質”に対する市民の満足度、公園の利用頻度といった成果指標を設定します。

◆みどりの量を維持します。

○みどりの緑被率を維持します。

67.5% ⇒ 67.5% (1.0倍)

○みどりの量に対する満足度を維持します。

81.6% ⇒ 81.6% (1.0倍)

◆みどりの質を向上します。

○みどりの質に対する満足度を向上します。

70.0% ⇒ 75.0% (1.07倍)

◆みどりと関わる機会を増やします。

○公園の利用頻度を増やします。（※年1回以上、公園を利用した人の割合）

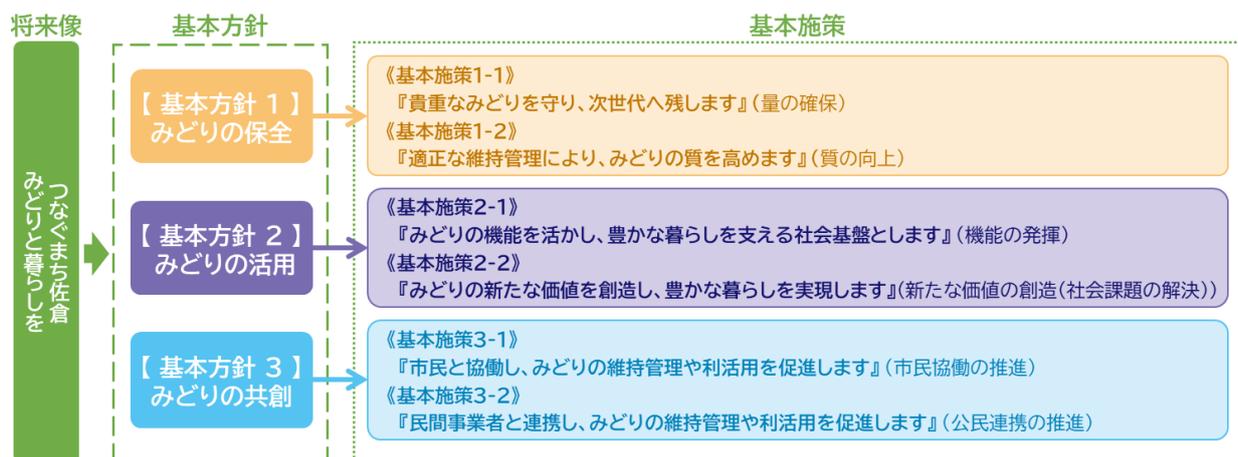
69.3% ⇒ 75.0% (1.08倍)

第4章 将来像実現に向けた取組

(1) 基本施策の設定

みどりの将来像の実現に向けた取組として、基本方針の「みどりの保全」、「みどりの活用」、「みどりの共創」に基づいて基本施策を設定します。

取組の体系【基本施策】



(2) 個別施策の設定

基本施策の考え方に基づいて、基本方針ごとに既存計画の施策等を盛り込むとともに、取組を体系的に整理し、個別施策を設定します。

取組の体制【個別施策】



※緑色表示の施策は、重点施策への位置づけを想定

第5章 計画の実現に向けて

(1) 推進体制の構築

○官民連携パートナーシップの構築（市民（市民団体）・民間事業者・行政）

計画の推進は、市民、事業者、および市の三者を推進主体とし、円滑な施策の推進が図られるよう、協働して行うこととします。

本市においては、以下のとおり三者が役割分担しつつ協働で計画を推進して行くこととします。

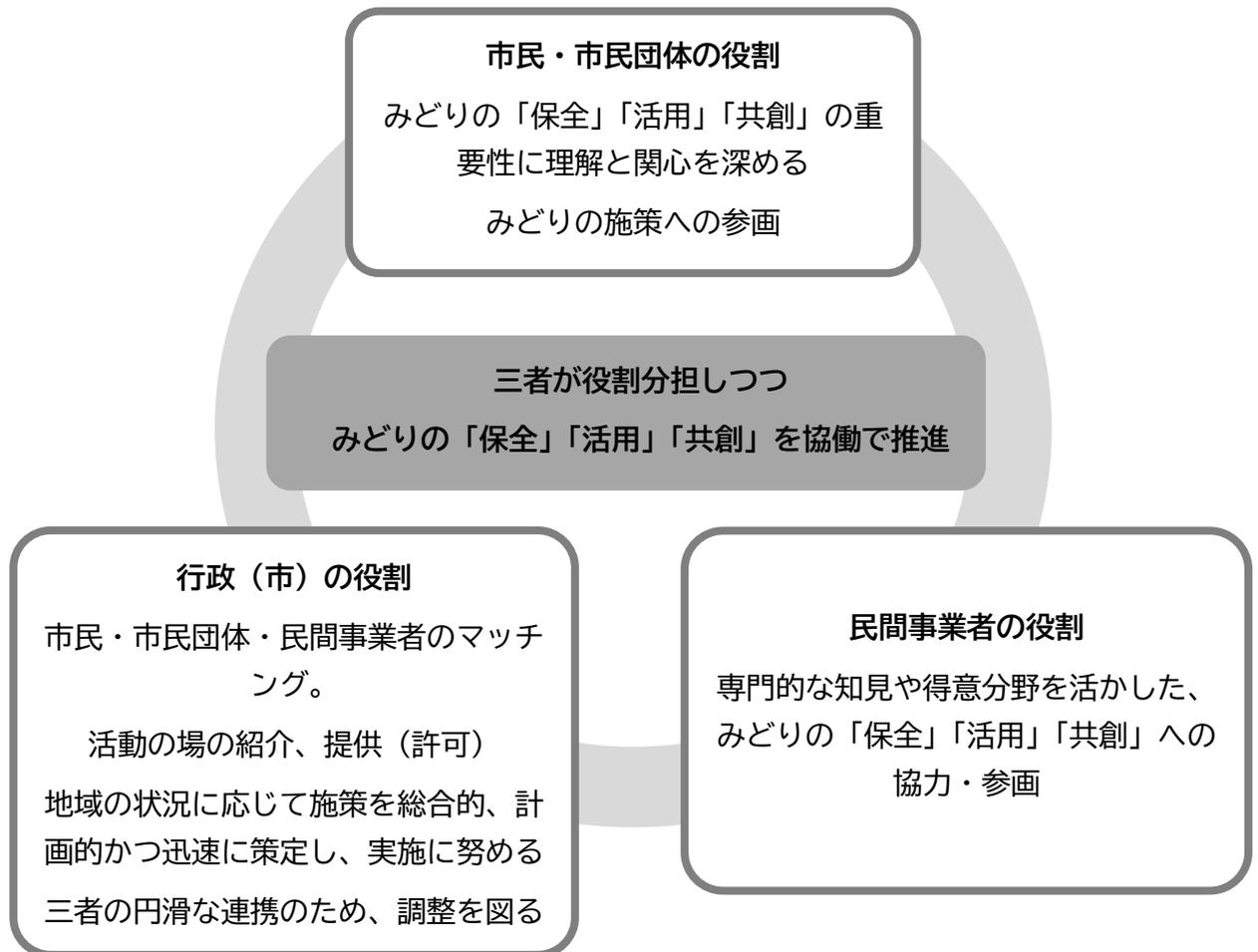


図 官民連携パートナーシップのイメージ図

○庁内連携体制の構築

官民連携パートナーシップの構築、運営にあたっては、個別施策ごとに庁内担当課を設定するとともに、市民団体や民間事業者への窓口を明確にしていきます。

また、各施策の連携を図るため、関係各課との庁内連携体制を構築していきます。

(2) 進捗管理

○計画の進捗管理

計画の見直しに当たっては、PDCAサイクル※の実施により、計画の進捗状況を継続的に管理し、改善していく。

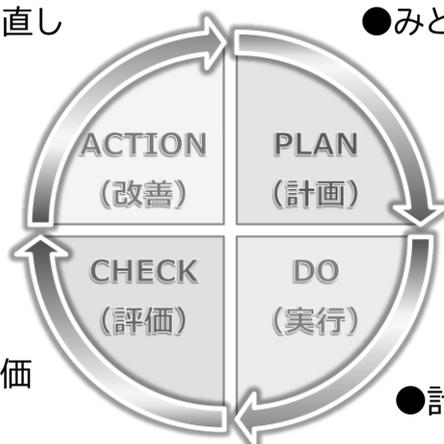
※PLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACTION(改善)を繰り返すことによって、計画の進捗状況を継続的に管理していく手法

●計画・目標の見直し

●みどりの基本計画

●実施状況の評価

●課題の把握



●計画に基づく施策の実施

図 計画の進捗管理のイメージ図

○ロードマップの策定と成果指標の設定

本計画において設定したみどりに関する個別施策の推進にあたっては、施策ごとのロードマップを作成し定期的に進捗状況の確認を行うとともに、成果を数値的に示すことが可能な施策については、目標とともに成果状況を確認する指標を設定していきます。